

## 徳島県教育委員会規則第四号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則  
徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「委員会」を「徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第五条中「給与条例」を「徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第十一条第一号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改め、同条第五号中「平成四年徳島県条例第六号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第十二条第一項第二号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）」に改める。

第十三条第二項第三号を次のように改める。

三 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用学校職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第二十二條第二号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に改める。

第二十六條の表中「交代制勤務者等」を「交替制勤務者等」に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第三条、第五条、第十一条第一号、第十二条第一項第二号、第二十二條第二号及び第二十六條の表の改正規定は、公布の日から施行する。